令和 ４ 年　　月　　日

　扶桑町健康福祉部介護健康課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

令和４年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る二次協議申請書

このことについて、次のとおり関係種類を添えて申し込みます。

記

事業名：○○○事業

＜提出資料＞

（１）別添１事前チェックリスト

　（２）別添３「整備計画一覧表」※該当する事業分のみ

（３）別添２「防災・減災等事業整備計画書」

　　事業主体ごとに別添２に関係する以下の資料を付すこと。

ア．平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ．見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

　　　※原則、公的機関の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

　　　ウ．別添４「補助対象面積確認シート」（必要に応じて）

＜提出方法・部数＞

1. 別添１、３の資料及び必要添付書類　紙媒体３部　＋　電子媒体
2. 別添２の資料及び必要添付書類　紙媒体３部

　　　　　　　　　　　　【連絡先】　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

＜留意事項＞

（１）国の採択方針に影響が生じるため、優先順位の付番や福祉避難所の指定状況等、別添３の確認項目を正確に記載すること。

（２）協議書類一式（特に要綱や参考１-４「補助対象整理票」）を精読の上、別添１「チェックリスト」を活用すること等により、適切に内容の確認を行うこと。その際、参考１－４「補助対象整理表」記載の留意事項を事業主体にも周知するとともに、事業主体における事業実施の検討に要する時間が十分確保されるよう配慮すること。

（３） 従前は明示されておりませんでしたが、今回から本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があることが明示されております。事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが分かる資料（契約書案やアンカーボルト計算書等）を整備しておくことを周知徹底してください。

※耐震性の確保のための基準については、令和４年10 月13 日付けで会計検査院から厚生労働大臣宛てに発出された会計検査院法第36 条の規定に基づく改善処置要求（参考添付）において、国や地方公共団体等が実施する設備機器等の設置工事における技術上の指針として「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）が広く用いられている旨の記載がありますので参考に申し添えます。